

発酵文化発信業務委託

仕様書

1 業務目的

本市内には、日本酒、ワイン等の酒類をはじめ、味噌、醤油等の発酵食品を製造する事業者が多くおり、発酵文化が根付いている。これら地域で親しまれてきた発酵文化の発信及び発酵技術の活用・普及を通じて、本市の発酵食品等の販売促進及び発酵文化の更なる推進を図ることを目的とする。

2 業務内容

以下の内容について、受注者は次の業務を実施するものとする。

なお、全ての項目において、本業務の目的を踏まえ、企画提案すること。

(1) イベント出展

発酵文化をより身近に感じていただくことを目的に、本市内で開催されるイベントにおいてブースを出展すること。

ア イベント出展料及びその他必要な消耗品等の購入費についても費用に含めること。

イ 出展回数 1回以上

ウ 想定するイベント

(ア) ふくしまフードフェス【9/6(土)、7(日) 予定】

(イ) 発酵まつり【10/11(土)、12(日) 予定】

エ ワークショップ開催

(ア) 出展ブースにて発酵文化について学び、体感できるワークショップを実施すること。

(イ) 事前申込を取り入れるなど多くの方が参加できるよう工夫すること。

(ウ) 気軽に参加してもらえよう、30分以内で終了する内容とし、開催回数は受注者の提案をもとに、契約締結後、本市と協議の上決定すること。

(エ) 参加者から参加料を徴取することも可能とするが、気軽に参加できるような金額設定とすること。

(オ) 屋外で実施する場合は、特に食品の温度管理などに気を付けること。

オ その他

(ア) 本市発酵アドバイザー(※¹)である鈴木賢二氏及び市内発酵食品製造事業者が積極的に参画できる企画内容を盛り込むこととし、派遣に係る旅費及び謝礼等についても費用に含めること。

(イ) 出展ブース内でのPRのほか、イベント主催者と連携した企画内容を盛り込むこと。

(ウ) イベントの周知を図るため、イベント開催前及び開催期間中に効果的な広告宣伝を実施すること。

(エ) イベント来場者に対して 100 人以上アンケート調査を実施すること。なお、設問数、内容については、受注者の提案をもとに、契約締結後、本市と協議の上決定することとする。

(オ) 実施に当たっては、警察、消防、保健所等の関係機関と連絡調整を図り、必要な許認可関係の手続きは、受注者の責任をもって遺漏なく行うこと。

※¹ 郡山市発酵アドバイザー

(<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/112/146771.html>)

(2) その他

ア 本市との協議及び業務遂行上必要な進行管理・連絡調整業務ほか

イ その他本業務の遂行に必要なこと

3 企画提案業務

上記 2 のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実施可能な企画を提案することを可能とする。

4 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 提出書類

受注者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を本市の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 委託業務着手届（紙媒体）

(2) 委託業務完了届（紙媒体）

(3) 実績報告書（紙媒体及び電子媒体）

(4) その他本市が必要と認める書類

6 施行場所

本市が指定する場所

7 担当課

郡山市農商工部園芸畜産振興課

8 業務実施に当たっての留意事項

(1) 業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うものとする。

(2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。

- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年郡山市条例第 31 号)等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (5) 受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因でその他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

9 協議

本仕様書に定めのないものについては、双方協議の上決定する。